

掛川市公共施設再配置方針

令和元年 8 月 26 日 第 1 回行財政改革審議会資料

掛 川 市

目 次

序 章	公共施設再配置方針について	
序-1	これまでの公共施設マネジメントの経過	1
序-2	公共施設再配置方針の策定目的・位置づけ	1
序-3	対象施設	1
第1章	縮減目標の設定	
1-1	縮減目標の設定の考え方	3
1-2	縮減目標	3
第2章	再配置検討の方向性	
2-1	再配置検討の方向性	7
2-2	縮充	7
2-4	用途別検討	7
第3章	施設再配置に向けた評価の方法	
3-1	評価の方法	9
3-2	一次評価	9
3-3	二次評価	13
3-4	最終評価	19
第4章	公共施設の再配置(案)	
4-1	再配置(案)	20
4-2	施設管理の方針	20
第5章	再配置計画策定に向けて	
5-1	計画の位置づけ	21
5-2	計画策定に向けた体制	21
5-3	情報共有及び市民ニーズの把握	21
別紙1	掛川市公共施設再配置方針 概要	
別紙2	公共施設の再配置(案)	

序 章 公共施設再配置方針について

序-1 これまでの公共施設マネジメントの経過

掛川市では、公共施設の多くが、昭和 50 年代に整備されており、近い将来、同時期に大規模改修や建替が集中することが見込まれ、全ての施設を現状の規模のまま維持するためには多額の維持管理費用が必要になります。さらに、今後は、厳しい財政状況の中で少子高齢化の進展に伴う市民ニーズの変化への対応が求められるなど、公共施設に関する様々な課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するために、平成 28 年 3 月に公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として「掛川市公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の長寿命化や施設保有量の最適化を進めることとしています。

公共施設等総合計画を推進していくために、施設の統廃合、複合化、多機能化等に向けた基本方針として「掛川市公共施設再配置計画」を策定するため、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、施設の利用状況やコストを記載した公共施設カルテの整理等、公共施設再配置計画の策定に向けた詳細情報の収集・整理及び評価手法の検討を進めてきました。

序-2 公共施設再配置方針の位置づけ

掛川市は、令和 2 年 10 月目途に「掛川市公共施設再配置計画」を策定予定です。

この方針は、公共施設再配置計画の策定に向け、公共施設の縮減目標値や個別施設の評価の方法、再配置（案）、市民との情報共有・議論・ニーズの把握方法等、公共施設再配置計画の策定に必要な事項を定めるものです。

この方針に基づき、市民・議会等の皆さまのご意見を頂きながら、再配置計画の策定を進めます。

序-3 対象施設

公共施設は、大きな分類として建築物系公共施設とインフラに分類されます。庁舎や公民館、学校などは建築物系公共施設に分類されます。インフラには道路や橋梁、上下水道（管渠、施設）、公園などが含まれます。

公共施設

建築物系公共施設

- ・ 庁舎施設
- ・ 集会施設
- ・ 社会教育・文化施設
- ・ スポーツ・レクリエーション施設
- ・ 学校・教育施設
- ・ 子育て支援施設
- ・ 保健・医療・福祉施設
- ・ 住宅施設
- ・ 商業・産業施設
- ・ 消防施設
- ・ 環境・衛生施設
- ・ その他施設

インフラ

- ・ 道路（市道、農道、林道、トンネル、その他付帯物 等）
- ・ 橋梁
- ・ 河川（河川、水門・樋門）
- ・ 上水道（管路、配水池、浄水場、ポンプ場 等）
- ・ 下水道（管渠、処理場、浄化センター、コミュニティプラント施設、浄化槽 等）
- ・ 公園（都市公園、親水公園、農村公園、児童公園）
- ・ 溜池

第1章 縮減目標の設定

1-1 縮減目標の設定の考え方

「掛川市公共施設等総合管理計画」において、今後 50 年間ににおける公共施設等の維持更新費用を試算しました。この試算方法によると、現在保有する公共施設等を、現状の施設数や規模のまま維持していく場合、上水道や公共下水道などの事業会計における費用を除くと、1年あたり約 70 億円の費用が見込まれます。

他方、近年の建築投資額の状況をもとに、今後の社会保障関係費等の増加などを考慮すると、既存施設の維持更新費用に充てることのできる財源は 40 億円程度です。

そのため、未来のこどもたちのため、将来にわたり持続可能な行政経営を推進していくためには、何らかの手段によって、この約 30 億円の不足額を解消しなくてはなりません。

公共施設等の将来更新費用の不足額を解消するために、公共建築物の延床面積を削減し、適正な保有量とすることで対応することを検討します。前提条件として、公共建築物に係る将来の費用は、延床面積に比例して減少すると仮定します。

面積を削減することにより、対象となる更新費に加え、削減した分の光熱水費や維持管理に係る委託費等の維持管理費用、運営に係る人件費等も減少します。よって、平成 27～29 年度の平均における維持運営費用である約 111.3 億円は、削減した公共建築物の延床面積に比例して減少すると仮定し、この減少分を今後 50 年間の更新等費用の充当見込み額へ上乗せするものとして、延床面積をどの程度縮減する必要があるかを試算しました。

1-2 縮減目標

1-2-1 試算（公共建築物のみを縮減（維持運営費から収入を控除））

公共施設等の更新等に係る費用の縮減に際して、道路・橋梁・河川等のインフラについては、総量を縮減することは困難であると考えられます。そのため、今後の投資可能額は、優先的にインフラに割り振るものと仮定し、公共建築物の延床面積の縮減で財源不足を補うこととした場合の縮減目標を設定します。

【各費用の算出方法、公共建築物の更新費への充当方法】

①今後50年間の更新等費用の充当見込み額

- ・ 今後維持更新費用に充てることのできる財源：40億円（公共施設等総合管理計画）
- ・ 公共建築物への充当見込み額：約40億円－31.4億円（インフラの更新費）＝8.6億円
8.6億円×50年＝430億円



②維持管理、運営費の縮減可能額 ⇒ 延床面積の縮減に比例し増加

平成27～29年度平均の全公共施設の維持管理・運営費：111.3億円/年
 （利用料収入、その他収入等の10.7億円は、縮減に伴い減少するため111.3億円から控除）

例えば、公共建築物の延床面積を100%削減した場合

⇒約100.6億円×50年＝5,029億円 縮減



①+②の費用を③公共建築物の更新費へ充てる

③公共建築物に係る50年間の更新費 ⇒ 延床面積の縮減に比例し減少

約40億円×50年＝2,034億円

（公共施設等総合管理計画と同様の試算方法により算出）

下記に試算結果の図を示します。

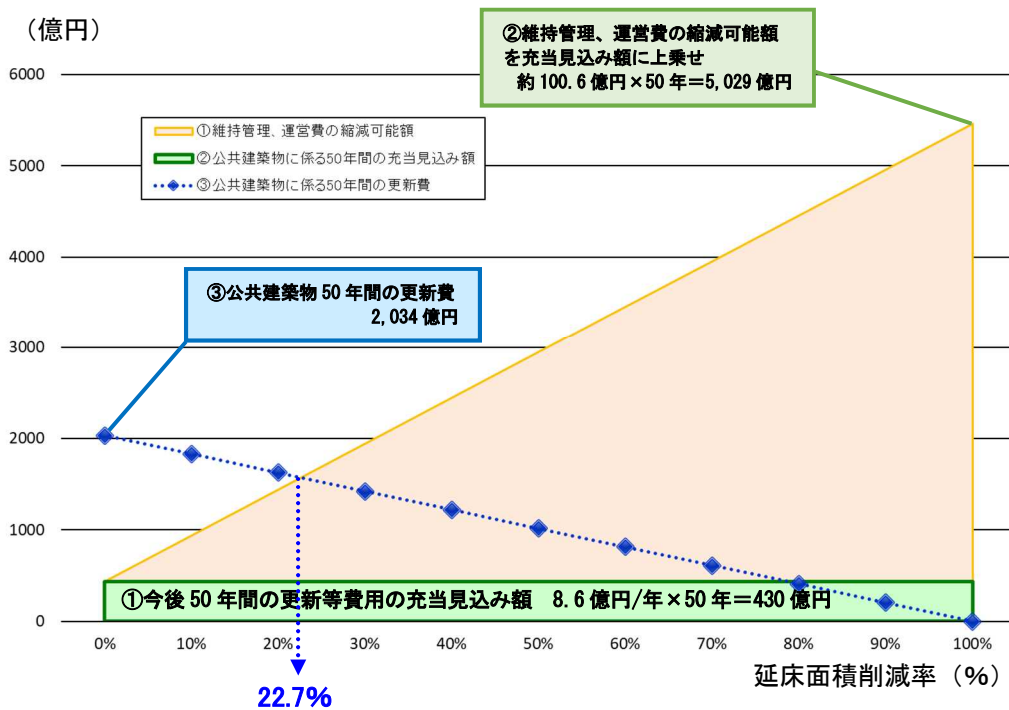


図 1-2-1 公共建築物の延床面積削減率の試算

■公共建築物のみを縮減する場合の縮減目標

試算の結果、約 25%の延床面積の削減による維持管理、運営費の縮減可能額を更新費に充てることにより、必要な更新費用を賄える結果となります。

○縮減目標：不足額÷（更新費+維持運営費）

・50年間の不足額：2,034-430=1,604 億円

縮減目標：1,604÷（2,034+5,029）=22.7% ≒ 約 25%

●今後 50 年間で削減すべき延床面積

⇒総延床面積 366,880 m² × 縮減目標 25% = 91,720 m²

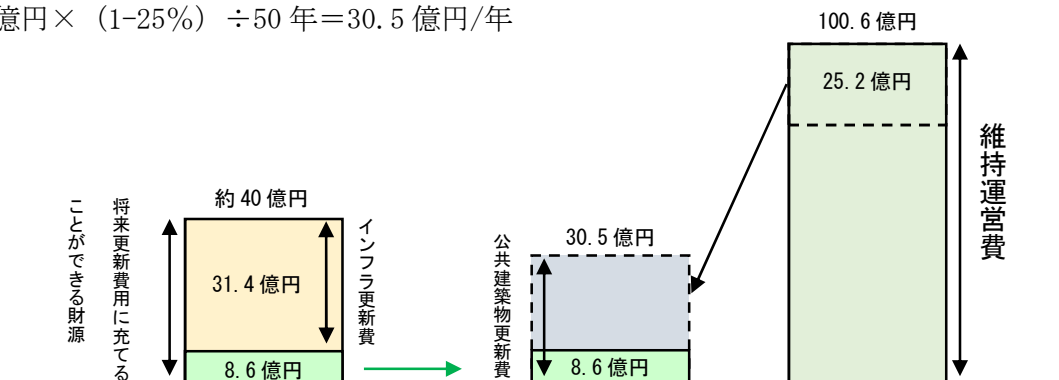
●今後 50 年間で削減すべき延床面積（1 年あたり）

⇒91,720 m² ÷ 50 年 = 1,834 m²/年

※1 年あたり体育館 2 つ分に相当

■必要となる投資的経費（建築更新費）

⇒2,034 億円×（1-25%）÷50 年=30.5 億円/年



1-2-2 縮減目標値

上記の試算結果より、公共建築物の延床面積の縮減目標を以下の通りとします。今後 50 年間でこの縮減目標を達成するよう、公共建築物の再配置を検討します。

公共施設再配置計画における公共建築物の延床面積に対する
縮減目標：25%

第2章 再配置検討の方向性

2-1 再配置検討の方向性

第 1 章の縮減目標を達成するため、公共施設の再配置を検討します。検討にあたっては下記 2 点の方向性を考慮します。

2-2 縮充

持続可能な行財政運営のためには、公共施設の再配置により第 1 章の縮減目標を達成することが必要です。

他方、少子高齢化の進展や社会経済状況の変化により、既存の公共施設では対応し切れていない市民ニーズが今後増加することが予想されており、統廃合や複合化等の再配置は、それらの市民ニーズに対応した新たな公共施設サービスを構築する機会と捉えることが出来ます。

そのため、限られた財源の中で、再配置を通じ、既存の公共施設ではなし得なかった施設サービスの質的向上を図ることとします。

2-3 用途別検討

公共施設の再配置にあたっては、まちづくりの観点から、地域レベルで検討すべき施設と、全市レベルで検討すべき施設に用途によって分けて検討することとします。

2-3-1 地域レベルで検討すべき施設

小中学校や学童保育所、地域生涯学習センター等の集会施設は、各地域に必要な施設であり、学校再編や都市マスタープランを踏まえつつ、中学校区別に複合化を図り、地域内の交流と賑わいを創出する地域の拠点として再編することを検討することとします。

2-3-2 全市レベルで検討すべき施設

上記以外の施設は、用途ごとに、全市レベルで適正規模・適正配置を検討することとします。

その際、文化ホールやスポーツ施設等の広域での利用が考えられる施設は、近隣自治体施設との役割分担・相互利用などの広域連携の可能性を検討するこ

ととします。

また、レクリエーション施設や商業・産業施設等の民間でのサービス提供が考えられる施設は、民間活力を最大限発揮できるよう公民連携の拡大を図るため、譲渡を含め検討することとします。

第3章 施設再配置に向けた評価の方法

3-1 評価の方法

公共施設の再配置にあたっては、各施設の評価を行い、評価結果に基づいて検討することとします。

評価は、次の3段階に分けて行うものとします。

◎ステップ1 (客観的・機械的評価)

一次評価 ハード面・ソフト面の状況に応じた優先順位づけ



◎ステップ2 (客観的・機械的評価)

二次評価 公共性、民間による実施可能性、立地特性などによる施設評価



◎ステップ3 (政策的評価)

最終評価 まちづくりの方向性や政策的判断（総合計画、都市マスタープラン等）を踏まえた総合的評価

3-2 一次評価

一次評価では、ハード、ソフトの両面を踏まえた評価項目を使ってポートフォリオ分析し、二次評価の対象施設の絞り込み、施設の優先順位づけを行います。

◆ハード面…施設の老朽化度

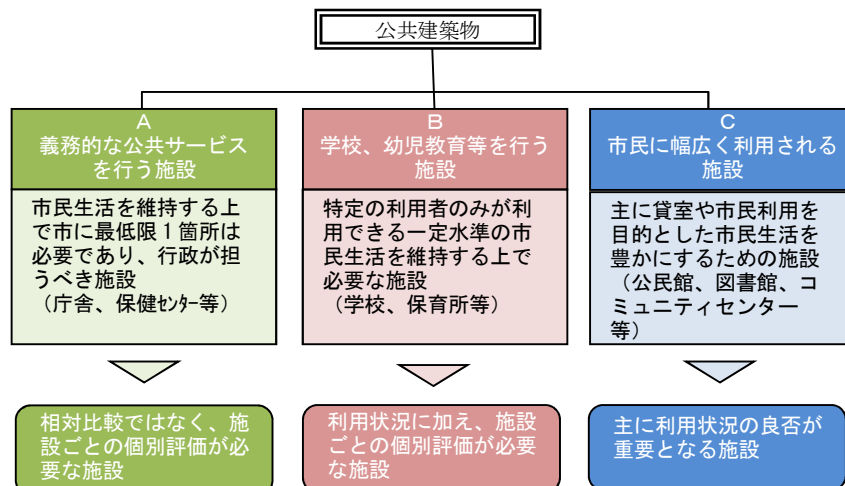
◆ソフト面…利用状況、コスト状況

まず、施設の利用特性に応じて、下記の3つに区分します。

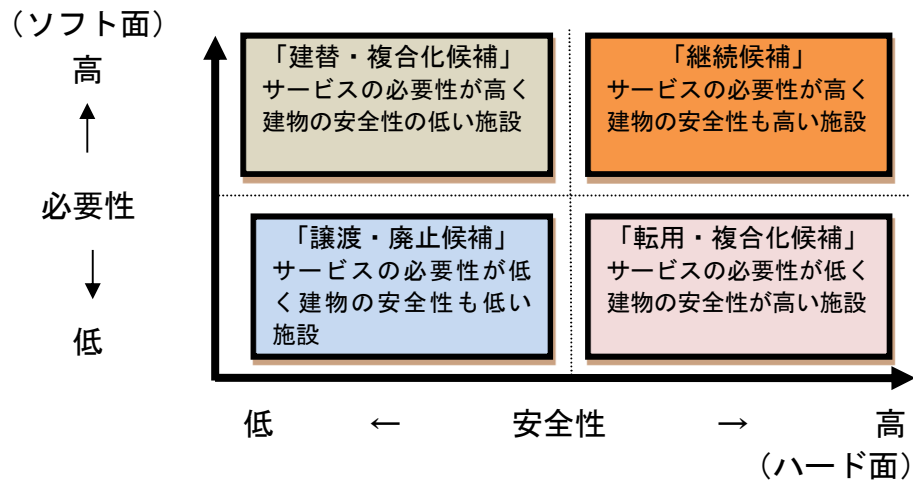
A 義務的な公共サービスを行う施設

B 学校、幼児教育等を行う施設

C 市民に幅広く利用される施設



前頁の区分ごとに各施設をポートフォリオ分析し、下図の4つの評価に分類します。



【ポートフォリオ分析のイメージ】

一次評価 区分	ハード 面	ソフト 面	説明
I	○	○	「継続候補」 サービスの必要性が高く建物の安全性も 高い施設
II	×	○	「建替・複合化候補」 サービスの必要性が高く建物の安全性の 低い施設
III	×	×	「譲渡・廃止候補」 サービスの必要性が低く建物の安全性も低 い施設
IV	○	×	「転用・複合化候補」 サービスの必要性が低く建物の安全性が 高い施設

表 区分ごとの対象施設一覧

区分 A 義務的な公共サービスを行う施設：26 施設	
庁舎	市役所本庁舎、市役所南館
支所	大東支所、大須賀支所
市営住宅	宮脇第 2 団地、原川団地、和田団地、吉岡団地、大池第 3 団地、大池第 4 団地、大池第 5 団地、大池第 6 団地、原谷第 2 団地、千浜西団地、三俣団地、沢上団地、暦団地
その他住宅施設	住環境整備事業モデル住宅 仁藤団地、再開発住宅 十九首団地
消防庁舎	中央消防署、南消防署、中央消防署西分署
ごみ焼却場	環境保全センター
し尿処理場	生物循環パビリオン（衛生センター）
埋め立て処分場	一般廃棄物最終処分場（板沢）、一般廃棄物最終処分場（新井）
区分 B 学校、幼児教育等を行う施設：74 施設	
小学校	日坂小学校、東山口小学校、西山口小学校、上内田小学校、城北小学校、第一小学校、第二小学校、中央小学校、曾我小学校、桜木小学校、和田岡小学校、原谷小学校、原田小学校、西郷小学校、倉真小学校、土方小学校、佐東小学校、中小学校、大坂小学校、千浜小学校、横須賀小学校、大淵小学校
中学校	栄川中学校、東中学校、西中学校、桜が丘中学校、原野谷中学校、北中学校、城東中学校、大浜中学校、大須賀中学校
給食施設	給食文化苑こうようの丘、大東学校給食センター、大須賀学校給食センター、さかがわ学校給食センター
その他教育施設	教育センター
幼稚園	三笠幼稚園、さかがわ幼稚園、千浜幼稚園、睦浜幼稚園、中幼稚園、佐東幼稚園、土方幼稚園、大淵幼稚園、横須賀幼稚園
認定こども園	すこやかこども園
児童館	児童交流館、大東児童館、大須賀児童館
放課後児童クラブ	東山口小学童保育所、西山口小学童保育所、上内田小学童保育所、城北小学童保育所 A、城北小学童保育所 B、第一小学童保育所、第二小学童保育所、第二小（つくし）学童保育所、中央小学童保育所、曾我小学童保育所、和田岡地区学童保育所、原谷小学童保育所、原田学童保育所、西郷小学童保育所、倉真地区学童保育所、土方小学童保育所、佐東小学童保育所、大坂小学童保育所、千浜小学童保育所、横須賀小学童保育所、大淵小学童保育所
その他子育て支援施設	上内田にこにこひろば、倉真パンダひろば、つくしなかよし広場
区分 C 市民に幅広く利用される施設：102 施設	
公民館	大東北公民館、大須賀中央公民館
地域コミュニティ施設	東山地域生涯学習センター、日坂地域生涯学習センター、東山口地域生涯学習センター、西山口地域生涯学習センター、上内田地域生涯学習センター、南郷地域生涯学習センター、第一小地域生涯学習センター、中央小地域生涯学習センター、西南郷地域生涯学習センター、掛川第五地域生涯学習センター、曾我地域生涯学習センター、粟本地域生涯学習センター、城北地域生涯学習センター、西郷地域生涯学習センター、原泉地域生涯学習センター、倉真地域生涯学習センター、桜木地域生涯学習センター、和田岡地域生涯学習セ

	ンター、原谷地域生涯学習センター、原田地域生涯学習センター、さくら咲く学校
市民会館・ホール	生涯学習センター、美感ホール、文化会館シオーネ
その他集会施設	大東市民交流センター、大須賀市民交流センター
図書館	中央図書館、大東図書館、大須賀図書館
美術館	二の丸美術館、ステンドグラス美術館
その他社会教育文化施設	掛川城天守閣、掛川城御殿、二の丸茶室、竹の丸、埋蔵文化財センター、山崎家住宅（松ヶ岡）、吉岡彌生記念館、湧水亭（清水邸庭園）、大須賀歴史民俗資料館
体育館	東遠カルチャーパーク総合体育館「さんりーな」、南体育館「し～すぽ」
総合運動場	下垂木多目的広場「ゆうゆうパーク」、いこいの広場、安養寺運動公園、大東総合運動場、大東北運動場、大須賀運動場
プール	大須賀海洋センタープール
温泉施設	ならここの湯、掛川市健康ふれあい館
キャンプ場	ならここの里キャンプ場、明ヶ島キャンプ場
その他スポーツ・レクリエーション施設	掛川海洋センター、22世紀の丘公園「たまりーな」、大東海洋センター
高齢者施設	総合福祉センター「あいりーな」、西郷ふくし館、原田ふくし館、和田岡ふくし館、掛川市高齢者いきいきセンター、養護老人ホーム「ききょう荘」、老人福祉センター山王荘、大須賀老人福祉センター
保健施設	保健センター（徳育保健センター）、大東保健センター
その他保健医療福祉施設	東部地域健康医療支援センター（東部ふくしあ）、中部地域健康医療支援センター（中部ふくしあ）、西部地域健康医療支援センター（西部ふくしあ）、南部大東地域健康医療支援センター（南部大東ふくしあ）、南部大須賀地域健康医療支援センター（南部大須賀ふくしあ）、つくし会館、総合研修ホール（体育館）、睦三会館、千浜会館、浜野会館
観光施設	日坂宿、粟ヶ岳山頂休憩所、清水邸本宅
商工施設	勤労者福祉会館
その他商業産業施設	観光物産センター「こだわりっば」、扇屋、道の駅掛川、千浜農村環境改善センター、産業交流プラザ、山崎農村環境改善センター、大渚農村環境改善センター「アイク」、サンサンファーム、遠州南部とうもの里総合案内所、プラザ大須賀
駐車場	掛川大手門駐車場、掛川駅南駐車駐輪場管理棟
駐輪場	掛川駅北第1自転車等駐車場、掛川駅北第2自転車等駐車場、掛川駅南自転車等駐車場

3-3 二次評価

一次評価の結果ごとに二次評価フローにより評価を行うものとします。

施設の総量縮減を行うために、二次評価では、廃止、統合、複合化を含めた暫定の評価を行います。

特に、一次評価結果がⅡ、Ⅳの施設については、ハード面、ソフト面のいずれかが劣ることから、統合や複合化について制限を受けるため、それらを考慮した評価を行うものとします。

表 一次評価結果に応じた二次評価方針

一次評価結果	ハード面	ソフト面	二次評価方針
I	○	○	ハード、ソフト面ともに良好であり、継続使用を基本とする。
II	×	○	ハード面が劣るため、施設更新時に統合や複合化が可能か、あるいは他施設への統合、複合化が可能か評価を行う。
III	×	×	ハード面、ソフト面ともに低いため、施設（機能）の廃止が可能か評価を行う。
IV	○	×	ソフト面が低いため、他施設を統合、複合化することが可能か、あるいは転用が可能か評価を行う。

3-3-1 二次評価項目

二次評価フローのフローチャート内の分岐箇所については、下記の評価項目を判定することにより行うこととします。

評価項目、評価点および分類ごとの評価基準を以下に示します。

表 二次評価項目と評価点、評価基準

分類	評価項目	評価点		評価基準
		0	1	
① 公共関与の妥当性	公益性、公平性 (限られた人のための施設ではないか)	私益的 提供するサービスの受益者が限定される施設 ⇒利用者の独占的な利用が見受けられる施設	公益的 提供するサービスを多くの市民が公平に受けられる施設 ⇒行政系施設、不特定多数の市民が利用する施設	有⇒評価点が3以上 無⇒評価点が3未満
	公共関与の妥当性 (公共が提供すべきサービスか)	なし 民間においても同様のサービスを行っている施設 ⇒貸館機能が中心の施設、レジャー施設、駐輪施設など 当該施設の機能を公共で保有する必要がない ⇒当初の役割を終えた施設、倉庫	あり 公共が提供すべきサービスを行っている施設	
	法的位置付け (法令により自治体による設置が義務付けられるものか)	なし 法令により、自治体以外が運営する上で制限のない施設	あり 法令により自治体が運営している施設 ⇒学校、公民館、消防・救急施設、公営住宅	
	立地適正化計画における位置付け (都市機能を誘導すべき区域の施設か)	なし 立地適正化計画において、都市機能誘導区域にも居住誘導区域にも立地していない施設	あり 立地適正化計画において、都市機能誘導区域または居住誘導区域に立地している施設	
② 避難所指定と移転の可否	避難所・災害対策に係る拠点の指定状況 (防災上重要な施設ではないか)	未指定 地域防災計画において避難所または災害対策に係る拠点施設に指定されていない	指定 地域防災計画において避難所または災害対策に係る拠点施設に指定されている	可⇒避難所の指定無し、または指定はあるが変更可 不可⇒避難所の指定が有り、変更不可
	避難所・災害対策に係る拠点機能の移転若しくは継承の可否 (避難所や拠点施設である場合、代替施設はあるか)	不可 当該施設の周辺(概ね400m以内)に避難所あるいは災害対策の拠点施設に資する施設はない ⇒周辺に小・中学校がない施設	可能 当該施設の周辺(概ね400m以内)に避難所あるいは災害対策の拠点施設に資する施設がある ⇒周辺に小・中学校がある施設	
③ 施設移譲	民間での代替性 (施設あるいは施設が行っているサービスを含めて民間に譲渡可能か)	なし 採算性やノウハウの有無、個人情報保護の観点などから、公共しか行うことができないサービスを行う施設	あり 施設あるいは施設が行っているサービスを含めて民間においても実績のある施設 ⇒レジャー施設、収益施設など	可⇒評価点が1以上 不可⇒評価点が1未満
	地域に移譲が可能	不可	可能	

分類	評価項目	評価点		評価基準	
		0	1		
	(施設の所有権や維持管理を地域に移譲可能か)	地域住民では当該施設でのサービスを運営することが難しい施設、設備の取扱いが必要な施設	当該施設が概ね特定地域の住民の利用に限られる施設で、特別な設備を有しない施設 ⇒地域住民を対象とした小規模な集会施設		
④ 統合・複合化の可否	圏域内の同類型 / 公共施設の有無 (統合や複合化の検討対象となる施設があるか)	なし 統合: 当該施設の圏域内に他の同類型の施設はない 複合化: 当該施設の圏域内に他の公共施設はない	あり 統合: 当該施設の圏域内に他の同類型の施設がある 複合化: 当該施設の圏域内に他の公共施設がある	可(統合)⇒評価点が3以上かつスペースがあり、同類型施設あり 可(複合化)⇒統合不可で評価点が3以上かつスペースがあり、他施設あり 不可⇒評価点が3未満または対象施設無し、スペース無し	
	※各施設の圏域については、別途設定し、圏域内外の施設を整理				
	駅・バス停からの距離 (統合や複合化した場合の利便性の高さを評価)	当該施設から駅やバス停までの距離が400m(=徒歩5分)以内かどうかでアクセス面の利便性を評価			
		フロー①③	400m未満		400m以上
			当該施設がアクセス面で不便な場合には、他施設へ統合・複合化することの要因となる ⇒移転側の検討では、遠い場合を1とする		
フロー④	400m以上	400m未満	当該施設に他施設の統合・複合化を考えた際に、アクセス面で便利な場合、稼働率の向上が期待される ⇒受入側の検討では、近い場合を1とする		
施設圏域人口 (圏域内の人口が多い方が、統合・複合化を検討する中では利便性が高い)	各施設の圏域と基準人口は以下のとおり 【小学校】:半径2.0km、10,000人 【中学校】:半径3.0km、20,000人 【幼稚園・保育園】:半径1.2km、5,000人 【集会施設】:半径2.5km、10,000人 【高齢者福祉施設】:半径1.2km、5,000人 【幼児・児童施設】:半径1.2km、10,000人 【スポーツ施設】:半径2.5km、10,000人 【レクリエーション施設】:半径2.5km、10,000人				
	フロー①③	基準人口を上回る	基準人口を下回る		
		圏域内人口が少ない場合には、他施設へ統合・複合化することの要因となる ⇒移転側の検討では、少ない場合を1とする			
フロー④	基準人口を下回る	基準人口を上回る	当該施設に他施設の統合・複合化を考えた際に、稼働率の向上が期待される ⇒受入側の検討では、多い場合を1とする		

分類	評価項目	評価点		評価基準
		0	1	
	自然災害リスク (統合や複合化の対象となる施設の災害リスク)	施設立地場所の津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定状況		
		フロー①③	なし 災害リスクがある場合には、他施設へ統合、複合化することの要因となる ⇒災害リスクがある立地の場合を1とする	あり
	フロー④	あり 自然災害に対して安全な立地である場合には、他施設を統合、複合化し、稼働率を向上させることが考えられる ⇒自然災害に対して安全な立地の場合を1とする	なし	
	活用できるスペースの有無 (統合や複合化するスペースはあるか)	フロー①③	なし 他施設への統合・複合化を考える際に、移転先の施設に、活用可能なスペースはない	あり 他施設への統合・複合化を考える際に、移転先の施設に、活用可能なスペースがある
フロー④		当該施設に他施設の統合・複合化を考える際に、活用可能なスペースはない	当該施設に他施設の統合・複合化を考えた際に、活用可能なスペースがある	
⑤ 転用の可否	施設の需要見込みの有無 (当該施設の利用について、他の用途での需要は見込めるか)	なし 当該施設の建物を他用途で活用する見込みはない ⇒ある機能に特化して整備された施設は他用途には転用しづらい	あり 当該施設の建物を他用途で活用する見込みがある ⇒貸館機能が中心の施設、特別な施設がない施設	可⇒評価点が1以上 不可⇒評価点が1未満

一次評価の結果ごとに二次評価フローにより評価を行います。それぞれの二次評価フローを次ページ以降に示します。

施設区分Aでは、評価Ⅰの施設については「継続」を基本とし、評価Ⅱ～Ⅳの施設については、フロー②～④を用いて評価します。

施設区分Bでは、学校等であるため、一次評価の結果によらず、フロー①を用いて評価します。

施設区分Cでは、評価Ⅰの施設については「継続」を基本とし、評価Ⅱ～Ⅳの施設については、フロー②～④を用いて評価します。

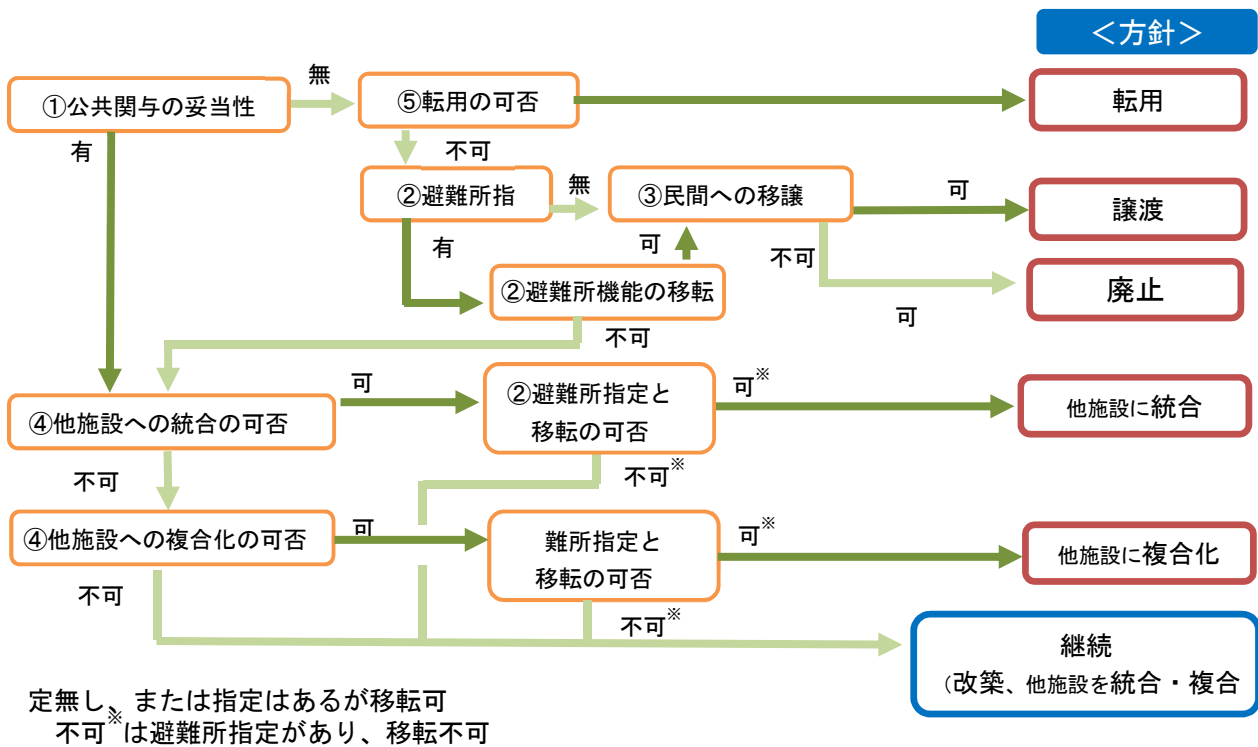
表 3-3-1 一次評価結果と施設区分による適用フロー

	評価Ⅰ	評価Ⅱ	評価Ⅲ	評価Ⅳ
施設区分A	(継続)	フロー②	フロー③	フロー④
施設区分B	フロー①			
施設区分C	(継続)	フロー②	フロー③	フロー④

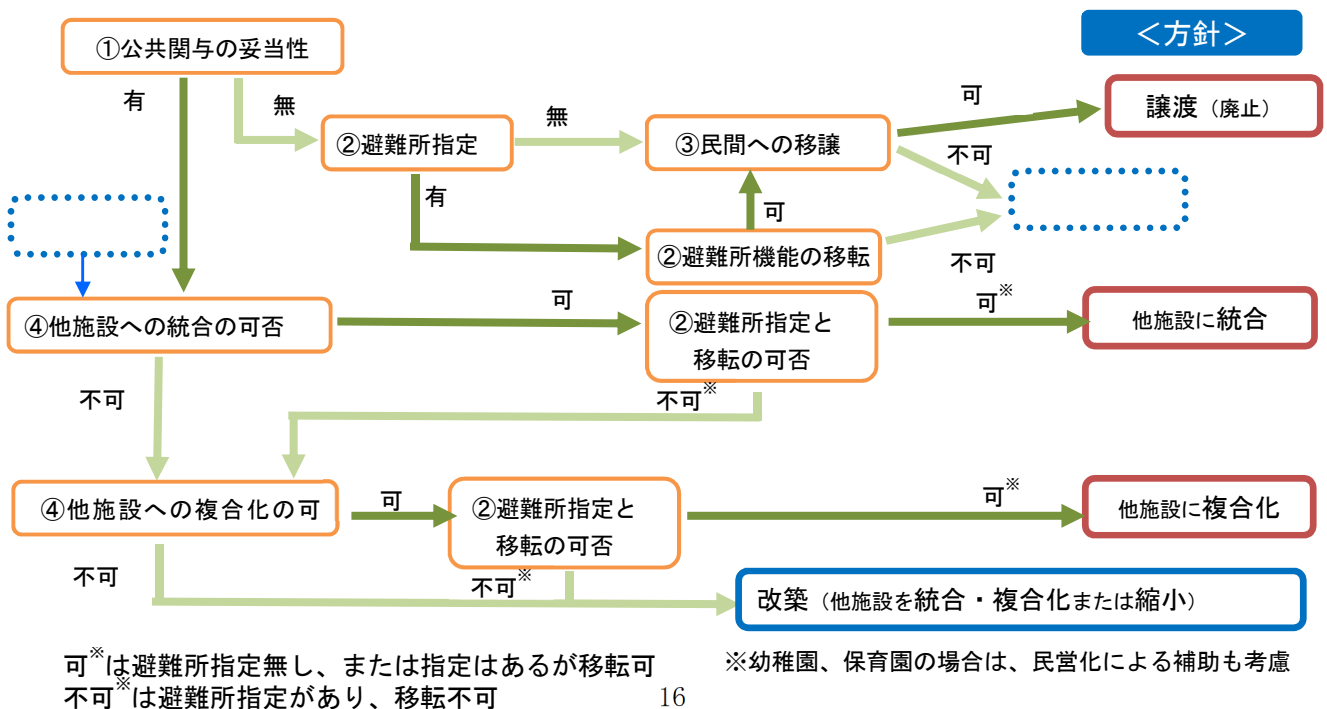
3-3-2 二次評価フロー

一次評価結果に応じて、それぞれ以下に示す①～④の4つのフローにより、二次評価を実施します。

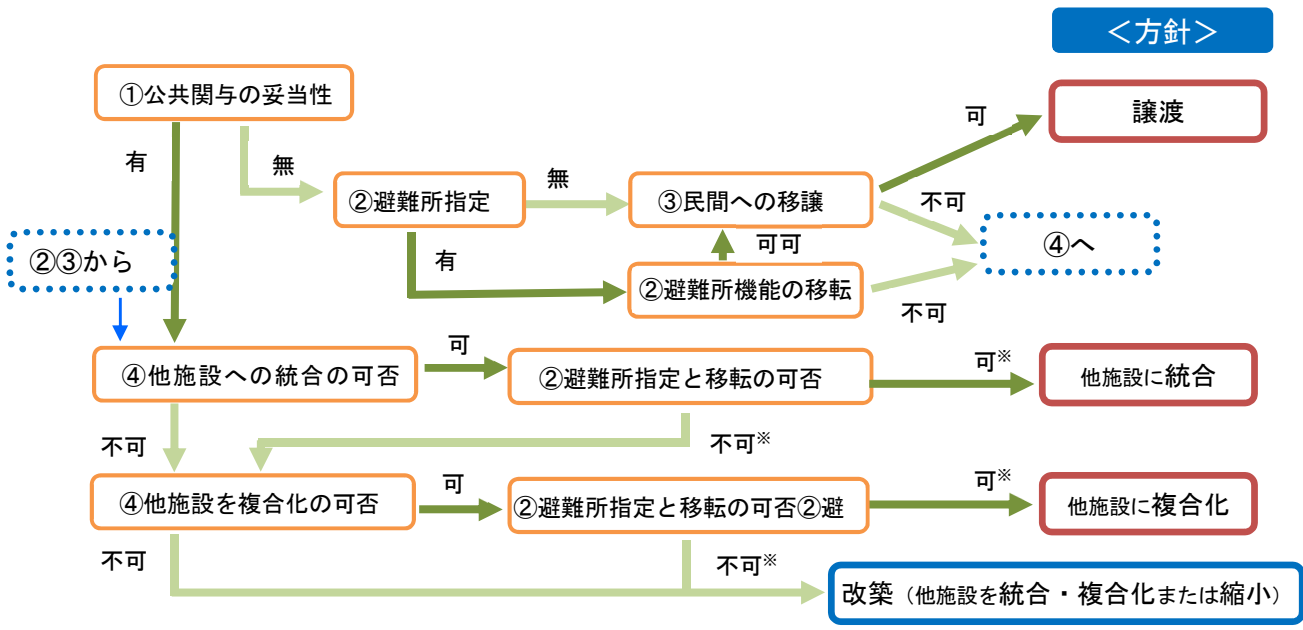
【フロー①】 施設区分B 全施設



【フロー②】 施設区分A・C 一次評価結果 評価Ⅱ (ハード面：× ソフト面：○)

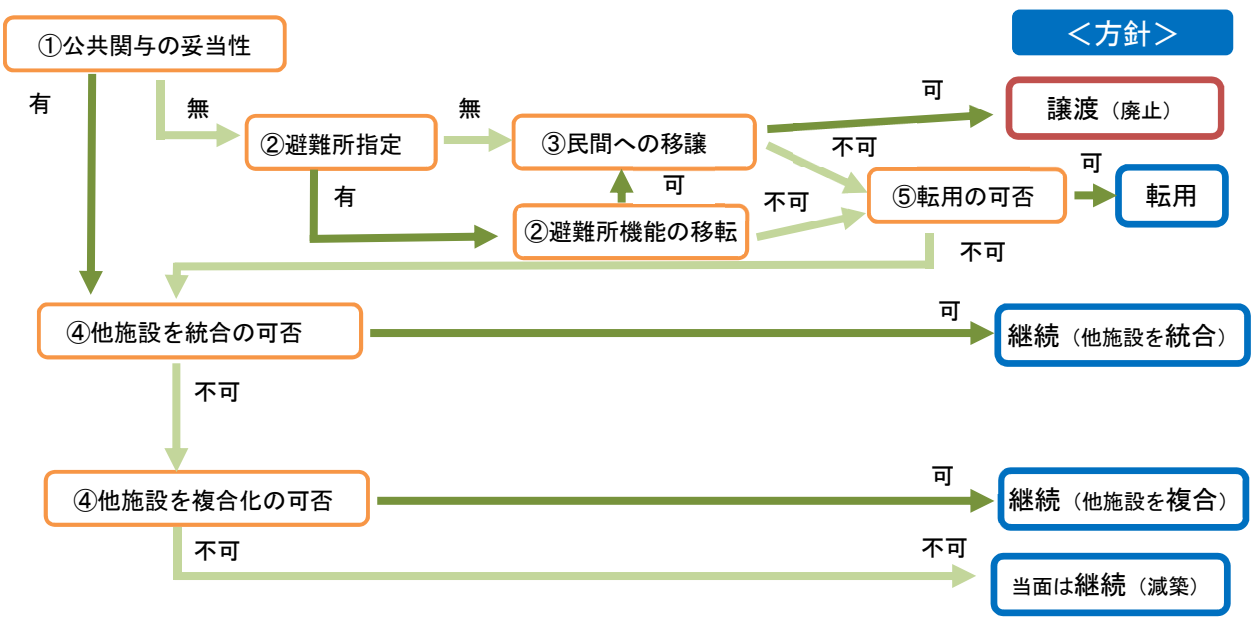


【フロー③】
 施設区分 A・C 一次評価結果 評価Ⅲ（ハード面：× ソフト面：×）



可*は避難所指定無し、または指定はあるが移転可
 不可*は避難所指定があり、移転不可
 可**は避難所指定

【フロー④】
 施設区分 A・C 一次評価結果 評価Ⅳ（ハード面：○ ソフト面：×）



3-4 最終評価

一次評価・二次評価から判定した結果をもとに、まちづくりの方向性や政策的判断（総合計画、都市マスタープラン等）を踏まえ、総合的評価として最終評価を実施します。

最終評価では、施設毎に「再配置検討の方向性」及び「再配置検討の時期」を設定します。

●再配置検討の方向性

「継続」、「統合」、「複合化」、「減築」、「廃止」、「譲渡」

●再配置検討の時期

I期：2019～2028年度

II期：2029～2038年度

III期：2039～2048年度

IV期：2049～2058年度

V期：2059～2068年度

<最終評価イメージ>

施設名称	方向性	第I期	第II期	第III期	第IV期	第V期	考え方
		2019～2028	2029～2038	2039～2048	2049～2058	2059～2068	
〇〇庁舎	継続		改修				長寿命化しつつ継続
〇〇小学校	統合		統合				●●と統合
〇センター	譲渡	譲渡					民間譲渡を検討
△センター	複合化			複合化			他施設との複合化を検討

第4章 公共施設の再配置（案）

4-1 再配置（案）

※検討中

4-2 施設管理の方針

4-2-1 再配置検討の方向性を踏まえた施設管理

再配置（案）を踏まえた今後の施設管理の方針は、下記の通りとします。

- 「再配置検討の方向性」が「継続」の施設
既存施設の長寿命化を図り、長く安全かつ適正に管理します。
- 「再配置検討の方向性」が「継続」以外の施設
個々の施設ごとに設定された「再配置検討の時期」までは、安全かつ適正に管理し、「再配置検討の時期」到来後、「再配置検討の方向性」を基本に再配置を検討していきます。

また、各施設とも、再配置の方向性に関わらず、官民協働による管理運営を進め、提供するサービスの質の向上及び効率的かつ効果的な維持管理を目指します。

4-2-2 余剰施設の整理

再配置等により余剰となった公共施設・土地は、原則として解体または譲渡し、財産処分を進めるものとします。

第5章 再配置計画策定に向けて

5-1 計画の位置づけ

「掛川市公共施設再配置計画」は、この方針に示した再配置(案)を基に、市民の皆さまのご意見等をいただきながら策定します。

公共施設再配置計画は、各施設における「再配置検討の方向性」や「再配置検討の時期」を示すものです。実際の事業化に向けては、個々の案件ごとに、関係者との協議・調整や事業費確保、実施計画の策定などが必要となります。

公共施設再配置計画を、中長期的な視点で取り組んでいく中で、社会経済情勢・市民ニーズの変化等への対応や、PDCAサイクルによる計画の改善を図るため、10年ごとに計画の見直しを行います。

5-2 計画策定に向けた体制

「掛川市公共施設再配置計画」は、庁内横断的に進めることが必要なものであり、庁内の情報共有・調整を図りつつ、全庁体制で策定します。

また、行政改革審議会に専門的知見からご審議・ご意見をいただき、計画に反映していきます。

5-3 情報共有及び市民ニーズの把握

より実効性のある計画を策定し、計画を推進・具現化していくためには、市民と行政が、現状・課題、公共マネジメントの必要性を共有し、再配置について議論し、市民ニーズが的確に反映された計画とすることが必要です。

そのため、計画の策定にあたっては、地域における説明会や市民アンケート調査などを通じ、市民との情報共有、議論、ニーズの把握に努めます。